

随 意 契 約 結 果 表

- 1 契約の名称 令和5年度後期高齢者医療被保険者証等一括印刷業務契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 北海道国民健康保険団体連合会
札幌市中央区南2条西14丁目
- 4 契約金額 29,673,556円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 契約期間 令和5年3月30日(水) ~ 令和5年7月28日(金)
(履行期間)
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理 由

本業務は、全被保険者の被保険者証等更新に伴う印刷業務である。
被保険者証等の一括印刷は、通常の大量印刷物とは性格の異なる個人情報
を多く含む特殊な印刷物であり、大量の印刷業務であることに加え、複数種
類ある印字証を道内179市町村別に分類し納品する必要がある。
加えて、印刷データ引渡しから納品までの期間が短く、かつ、業務の性質上
一切の遅れが許されない業務であるが、北海道国民健康保険団体連合会
(以下「国保連」という。)は制度発足当初より毎年本業務を受託し、滞りなく完
遂している。
また、前述の業務を行うためのプログラムを初回契約時に開発し保有してい
る。
以上のことから、国保連は本業務を遂行できる唯一の業者であり、地方自治
法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして、随意契約とする。